| 件     | 名   | 愛媛県国民体育大会開催基金条例     |  |
|-------|-----|---------------------|--|
| 主     | 管 課 | 保健スポーツ課             |  |
| 根拠法令等 |     | スポーツ振興法、愛媛県スポーツ振興計画 |  |

## 【基金設置の概要】

第 72 回国民体育大会に備えた競技力向上対策並びに同大会の開催準備及び開催に要する経費の財源に充てるため、愛媛県国民体育大会開催基金を設置する。

## 1 設置目的

第 72 回国民体育大会に備えた競技力向上対策並びに同大会の開催準備及び開催に要する経費の財源に充てるため。

- 2 積立て
  - 一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 (17年度予算額 350,130千円) 各企業等からの寄附を原資とする。
- 3 管理

金融機関の預金その他最も確実かつ有利な方法により保管。

- 4 運用益金の処理
  - 予算に計上して、基金に編入する。

目的を達成するための事業に要する費用に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

6 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

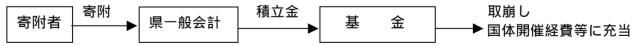
施行日一公布日

# 【その他参考事項】

# 基金の概要

- 1 設置の期間 平成 17年度~平成 29年度
- 2 基金の原資 各企業等からの寄附金等
  - (1) 17年度は各企業等から県に対し、3億円程度の寄附が納入される見込み
  - (2) 18年度以降については、県準備委員会で募金活動を推進する。
- 3 使 途 第 72 回国民体育大会に備えた競技力向上対策並びに同大会の開催準備及 び開催に必要な経費に充当する。

### 基金の概念



毎年度、計画的に積立て、一部取崩しを行い事業に充当する。

#### 国民体育大会

都道府県対抗、各都道府県持ち回り方式で毎年開催され、昭和36(1961)年からは、国のスポーツ振興法に定める 重要行事の一つとして、日本体育協会・文部科学省・開催地都道府県の三者共催で行われている。

### 【大会実績及び今後の予定】

| 平成 年  | 平成17年  | 平成18年  | 平成19年  |
|-------|--------|--------|--------|
| (第 回) | (第60回) | (第61回) | (第62回) |
| 開催県   | 岡山県    | 兵庫県    | 秋田県    |

| 平成 29年 |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|
| (第72回) |  |  |  |  |
| 愛媛県    |  |  |  |  |